

藤教政第318号
令和5年5月18日

市内小中学校児童生徒の保護者様

藤枝市教育委員会学校教育監

新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに罹患した場合
の登校再開の判断・手続きについて（通知）

新型コロナウイルス感染症が学校保健安全法施行規則における第2種感染症に位置付けが
変更されたことに伴い、登校再開の判断等については、下記のとおり変更します。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに罹患した場合は、別添の「新型コロナ
ウイルス・インフルエンザ経過報告書」を市ホームページから印刷して、体温測定、呼
吸器症状等の健康観察を記入し、登校日に経過報告書を提出してください。

なお、用紙が必要な場合は、学校に問い合わせてください。

藤枝市教育政策課 高橋
TEL: 643-3271